

「札幌市の旅館業法に係る制度について」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では、平成30年3月に公表した「札幌市の旅館業法に係る制度について」に対する市民の皆様からの御意見等を参考に、条例案を取りまとめ、平成30年5月17日に招集が予定される平成30年第2回定例市議会に提案することといたしました。

この度、お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を御報告いたします。お寄せいただいた御意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。なお、条例案と直接関係の無い御意見については公表していません。

今後とも、環境衛生行政への御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成30年5月
札幌市保健福祉局保健所生活環境課
札幌市中央区大通西19丁目
電話 011-622-5182 FAX011-622-7311

1 意見募集の概要

(1) 意見募集の期間

平成30年3月19日（月）から平成30年4月17日（火）【30日間】

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ

(3) 意見募集した資料の配布、閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- ・札幌市保健所
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

2 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数 1名
- (2) 意見の件数 6件
- (3) 意見の内訳

区分	件数
全般に関すること	1件
別紙3 施設内に玄関帳場を有しない場合の構造設備基準及び営業者が講ずべき措置基準等の創設	5件

3 市民意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見区分	意見概要	類似意見	札幌市の考え方
1	全般に関すること	条例案の各規定において、防災に係る部分やプライバシー保護に係る部分など、それぞれ担当する部局が所管し、相互に連携を図りながら条例の施行にあたるべきである。また、所管する部局が介する会議を定期的を開催し、議会及び市民に公表すること。	—	札幌市において、旅館業法に基づく許可等の事務を保健所で所管していることから、この度の条例改正につきましても保健所で担当することとしておりますが、旅館業法の運用につきましては、いただいた御意見のとおり、各法令を所管する部署との連携を図ることは必要であると考えますので、情報共有を密に行い、必要に応じて協力して対応することとし、円滑な条例の運用に努めてまいります。
2	別紙3	今回新たに規定した、施設内に玄関帳場を有しない場合の構造設備基準及び営業者が講ずべき措置基準についてはすべて削除すべきである。	—	この度、条例案として新たに規定する予定の玄関帳場を有しない旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る構造設備基準は、旅館業法の改正趣旨を踏まえ、札幌市として最低限必要となる基準であると判断し規定したものであります。なお、施設内に玄関帳場を有しない場合に営業者が講ずべき措置基準等（パブリックコメント別紙3の2つ目及び3つ目の●）につきましては、この度の条例改正では規定せず、旅館業法第3条第6項の規定に基づく「公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附する」ことで対

				応することといたしました。
3	別紙3	「宿泊施設の出入り口及び窓は、鍵をかけることができること」という規定は、宿泊者の行動の自由を制限するものであり、施錠を義務づけるべきではない。また、災害発生時に避難経路の施錠についても配慮するよう記載するべきである。	—	防犯等の目的から本規定を設けることを予定しておりましたが、上記の目的は他法令等により担保されるべきものと考え、この度の条例改正においては規定を設けることを見送ることといたしました。
4	別紙3	苦情受付窓口は、「近隣住民から」だけではなく「宿泊者・観光事業者」からも受け付けられるよう、双方の苦情等を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するよう規定すべきであり、市として、宿泊事業者及び宿泊者から近隣住民への苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するべきである。	—	この度の条例改正は、旅館業法を施行するに当たり、札幌市が旅館業の営業者が設けるべき最低限の構造設備基準であると判断した事項を規定するものです。近隣住民と宿泊者及び施設の営業者等との間のトラブルにつきましては、基本的に市が関与するものではないと思われませんが、旅館業法の規定に基づく市の業務に関係するなどの場合には、必要に応じて関係部署との連携、誠実な対応に努めてまいります。
5	別紙3	いわゆる「簡易宿舎」への規制として、玄関帳場等を有しない施設における、近隣住民への説明会や戸別訪問などの規定については原則設けるべきではない。事業者の経済力や事業規模を考慮すべきである。また、「簡易宿舎」に対しては、福祉機能を持っていること等の条件に、新たに設ける措置基準の対象外とすべきである。さらに、この要件を満たす場合、指導が必要と認める場合に限り、宿泊者等の生命・身体・健康その他人権上の損害が発生・拡大しないよう配慮し、担当する部局が指導を行うべきである。	—	旅館業法において、「簡易宿所営業」とは、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの」と定義されており（旅館業法第2条第4項）、上記に該当しない場合、申出にあるような「簡易宿舎」につきましては旅館業法の規制対象とはなりません。 なお、玄関帳場等を有しない旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設について、営業許可申請をしようとするとき等に近隣住民に対する説明会又は戸別訪問を実施する旨の規定につきましては、宿泊施設の出入口その他適当な場所に近隣住民からの苦情等に対応する者や、事故の発生時の緊急時対応を行う者の氏名（法人にあっては、その名

			称)、連絡先及び所在地の表示を行う旨の構造設備基準を設けることとしたため、条例への規定を見送ることといたしました。
6	別紙3	ビデオカメラの設置については、市総務局が定めている「監視カメラ運用ガイドライン」に上乘せしてプライバシーの侵害等に配慮した規定を設けるべきである。	<p>玄関帳場等を有しない旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業において、宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備として宿泊施設の出入口等にビデオカメラ等を設置した場合には、個人情報保護、プライバシー保護等の観点から平成20年1月に本市が定めた「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に従って利用することが望ましいものと考えます。しかしながら、旅館業の施設に限ってガイドラインで示す以上の義務を課す理由は特段ないと考えますことから、今回の条例改正においてビデオカメラの利用ルール等について別個に規定することは考えておりません。</p> <p>なお、客室については、条例第2条第5号ウの「客室の外部から客室内を見通すことができる設備が設けられていないこと。」との規定により、従来から客室を覗くことができる構造の小窓やビデオカメラ等の設置は認めておりません。</p>